

議案第73号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年8月20日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

三田市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定により実施する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議	調査審議事項ごとに5人以内	諮問に係る審議が終了するまで
----------------	---	---------------	----------------

第2条の表教育委員会の部三田市生徒指導等問題対策委員会の項中「(平成25年法律第71号)」を削り、同項の次に次のように加える。

三田市生徒指導等事案調査委員会	(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に該当する事案であって、教育委員会が必要と認めるものについての調査審議 (2) その他生徒指導等に関する事案であって、教育委員会が必要と認めるものについての調査審議	調査審議事項ごとに5人以内	諮問に係る審議が終了するまで
-----------------	---	---------------	----------------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の部の次に次のように加える。

三田市生徒指導等事 案調査委員会	委員長（会議に出席する 場合）	日額 15,500円
	委員（会議に出席する 場合）	日額 15,000円
	委員長、委員（調査等 を行う場合）及び調査 員	日額90,000円以内で任命権 者が市長と協議して定める額
三田市いじめ問題再 調査委員会	委員長（会議に出席する 場合）	日額 15,500円
	委員（会議に出席する 場合）	日額 15,000円
	委員長、委員（調査等 を行う場合）及び調査 員	日額90,000円以内で任命権 者が市長と協議して定める額